

静岡県告示第589号

次のように電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第4項の規定に基づき告示する。

令和7年8月19日

静岡県知事 鈴木康友

道路の種類	路線名	区間	上り、下り又は上下線
県道	富士富士宮由比線	富士宮市小泉字タヤ1107番の15から 富士宮市弓沢町219番の2まで	上下線